

経理担当者が実務で迷わない 本当に必要な税務知識のポイント

経理担当者が日々直面する税務処理について丁寧にわかりやすく解説します。

- ・固定資産と消耗品 その分岐点は？
- ・知らないとけがをする「交際費」の恐ろしさ
- ・従業員に対する「昼食代」と「残業食事代」の取り扱いは
- ・「印紙税」迷いやすいケースQ&A・・・ほか

●開催要領●

●日時● 2018年 5月14日(月) 10:00~17:00

●会場● 企業研究会セミナールーム (東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師紹介

松田会計事務所 所長 税理士 松田 修 氏

〔松田修氏ご略歴〕昭和61年税理士試験合格。税理士。松田会計事務所 所長。学校法人村田簿記学校講師(法人税法、簿記論担当)を経て、辻会計事務所(現 辻・本郷税理士法人)入所。数多くの企業の会計・税務業務や経営相談などを経験。平成5年に独立し、「税理士 松田会計事務所」を設立。簿記・税務の専門スクール「麻布ブレインズ・スクール」代表を務めるほか各種実務セミナー講師としても活躍中で、豊富な経験に基づいた分かりやすい解説が受講者から絶大な支持を受けている。主な著書として「Q&Aで基礎からわかる固定資産をめぐる会計・税務」「Q&A国際税務と海外勤務者・非居住者の税金」「Q&A経理担当者のための税務知識のポイント」など多数。<受講者特典：当日、テキストとして講師著『Q&A経理担当者のための税務知識のポイント』(清文社)を配付します。>



●ご参加頂きたい方●

経理・財務部門に新たに配属され、税務の基本やその実務対応について学びたい方

■受講料：1名(税込み、昼食代・テキスト代 含む)

正会員	37,800円 (本体価格 35,000円)
一般	41,040円 (本体価格 38,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。
(〔セミナー・会員研究会〕→〔よくあるご質問〕)
- *お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- *申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181245-0606		本当に必要な税務知識のポイント	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

● プログラム ●

5月14日
(月)

10:00
(スタート)

I 法人税

1. 法人税の概要を理解する
(1) 法人税の申告と納付を理解する (2) 税率を理解し、法人税額を計算してみる
2. 法人税処理 実務のポイントは
(1) 固定資産と消耗品 その分岐点は？
少額減価償却資産、一括償却資産とその取扱いを理解する
(2) 知らないといけない「交際費」の恐ろしさ
・福利厚生費との区分 ・広告宣伝費との区分 ・会議費との区分
(3) 寄付金と使途秘匿金は似て非なるもの
(4) 貸倒損失で損金算入できる3つの事由とは
(5) 給与・賞与・退職金の税務上の取り扱いを理解する
(6) 在庫計上を省略できる棚卸資産とは？
(7) 短期前払費用の取扱いは

II 消費税について

1. 消費税の概要を理解する
(1) 消費税が課税される取引、課税されない取引
(2) 消費税の税率は本当に8%なのか
(3) 消費税額計算の仕組みを理解する
2. 課税・非課税・不課税・免税の違いをしっかりと理解する
3. 「免税事業者」「簡易課税」を理解する
4. 消費税の経理処理「税抜経理」と「税込経理」を理解する
5. 仕入税額控除を理解する
(1) 科目ごとに仕入税抜控除の可否を整理
(2) かなり厳しい帳簿記帳義務
6. 消費税の経理実務におけるポイント

III 所得税について（現物課税を中心として）

1. 所得税（現物課税）の経理実務におけるポイント
(1) 永年勤続者に支給する表彰記念品の取り扱いについて
(2) 役員、従業員に対する「昼食代」と「残業食事代」の取扱いは
(3) 役員、従業員に対する「通勤手当」の取扱いは
(4) 役員、従業員に対する「社員旅行」の取扱いは

IV 「印紙税」迷いやすいケースQ&A

1. 印紙を貼らないと契約は無効か？
2. 仮契約書や覚え書きにも印紙は必要か？
3. クレジット払いにも印紙は必要か など

V 平成29年度・30年度 税制改正ポイント

※当日、電卓・蛍光ペンをお持ちください。

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00
(終了)